

令和 5 年 5 月 1 8 日

介護保険施設・事業所等 御中

三重県医療保健部長寿介護課

「無資格者への認知症介護基礎研修の受講義務付け」の再周知について

令和 3 年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

当該義務付けの適用に当たっては、3 年間の経過措置が設けられており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされていますが、無資格者への認知症介護基礎研修を受講させる措置を未だ講じていない事業者におかれましては、令和 6 年 3 月 31 日までに対応いただきますようお願いいたします。

1 研修実施機関

本県では、研修実施機関として 6 法人を指定しています。実施方法（e ラーニング、対面）や実施時期等については、それぞれ異なりますので、研修実施機関へ直接に受講申し込みしてください。

（参考）

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/22836022806-01.htm> の、「認知症介護基礎研修を実施する法人の指定について（研修受講希望者）」に研修実施機関の情報を掲載しています。

2 対象者

三重県内に所在する介護保険施設・事業所等で介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

義務付けの対象外となる者は、以下のとおり。

（1）下記の資格を有する者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修 1 級課程・2 級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復士、歯科衛生士

（2）下記の研修修了者

認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修等の認知症の介護等に係る研修

（3）養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者

(参考)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000945921.pdf>

(介護保険最新情報 Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3)
(令和3年3月26日)」の送付について

事務担当

地域包括ケア推進班 電話 059-224-3327 (研修実施機関について)

施設サービス班 電話 059-224-2235 (対象者について)

居宅サービス・介護人材班 電話 059-224-2262 (対象者について)

FAX 059-224-2919

Eメール chojus@pref.mie.lg.jp